

掛金は1口500円、けがに応じて見舞金を支給 駿東地区交通災害共済へ加入を!!

駿東地区交通災害共済は、駿東地区に住む皆さんが掛け金を出し合い、交通事故でけがにあった方々に見舞金を支給する相互扶助制度です。掛金は1口500円で1人2口まで加入できます。けがの程度に応じて1万円から200万円の見舞金が支給されます。



市民部 防災交通課
995-1817



対象は市に住民登録をしてある方

市に住民登録をしてある方ならどなたでも加入できます。加入者が年度途中で他市町へ転出した場合でも共済期間中は有効です。

共済掛金は1口500円

1人2口まで加入できます。中途加入の場合でも掛金は同じです。

共済期間は1年間

4月1日(水)から平成28年3月31日(木)までの1年間です。中途加入の場合は申込手続きをした日の翌日から平成28年3月31日(木)までです。

加入手続きは市指定金融機関へ

申込用紙は、2月下旬以降、各家庭に郵送します。申込用紙に掛金を添え、市指定金融機関でお申し込みください。申込用紙は、市役所・各支所・市指定金融機関にも置いてあります。

見舞金の額は災害の程度で決定

見舞金の額は右上の共済見舞金額表をご覧ください。共済組合指定診断書の原本を提出したときは、見舞金に添付書類料として5,000円が加算されます。

共済見舞金額表

等級	災害の程度	共済見舞金額	
		1口	2口
1	死亡	100万円	200万円
2	180日以上入院したとき	20万円	40万円
3	120日以上入院したとき	10万円	20万円
4	90日以上治療したとき	6万円	12万円
5	60日以上治療したとき	5万円	10万円
6	30日以上治療したとき	4万円	8万円
7	15日以上治療したとき	3万円	6万円
8	7日以上治療したとき	2万円	4万円
9	2日以上治療したとき	1万円	2万円

- ※ 入院・通院の実治療日数で等級を算定します。
- ※ 自動車安全運転センターなどの交通事故証明書がない場合は、見舞金の支給額が半額になります。この場合、親族以外の第三者の証明が2人分必要です。

見舞金の請求手続きは防災交通課へ

交通事故発生日から2年以内に、次の書類を防災交通課に提出してください。①駿東地区交通災害共済組合指定の請求書②自動車安全運転センター発行の交通事故証明書(コピー可)③自動車損害賠償責任保険の診断書と診療報酬明細書(コピー可)

事故にあったときは必ず警察に届出を

届出をしないと、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行されず、見舞金が半額となります。